八　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第七条第三項第二号及び第三号に規定する行為並びに同条第四項第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

ニ　当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

ホ　申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類

ヘ　申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第五十九条第二項又は第六十一条第二項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）

ト　その他必要と認める書類

八　設備整備計画に法第七条第四項第七号又は第八号に掲げる行為（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる図面（行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面）

イ　当該行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

ロ　当該行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

ハ　当該行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図

ニ　当該行為の終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面

ホ　（略）

九　設備整備計画に法第七条第四項第七号又は第八号に掲げる行為（自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、前号イからニまでに掲げる図面

十・十一　（略）

3　計画作成市町村は、前項第八号イからホまでに掲げるもののほか、法第七条第四項第七号又は第八号の規定による協議（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（設備整備計画の記載事項）

第二条　法第七条第二項第五号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　設備整備計画に法第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　当該行為の施行体制

七・八　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

八　設備整備計画に法第七条第四項第七号又は八号に掲げる行為（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる図面

イ　当該行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

ロ　当該行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

ハ　当該行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

ニ　当該行為の終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

ホ　（略）

九　設備整備計画に法第七条第四項第七号又は八号に掲げる行為（自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、前号イからニまでに掲げる図面

十・十一　（略）

（新設）

（設備整備計画の記載事項）

第二条　法第七条第二項第五号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　設備整備計画に法第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

（新設）

七・八　（略）